



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 非農用地区域内に換地する土地の指定（農地農村整備課） 1
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 3
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 6

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所） 9
- 開発行為に関する工事の完了（宮古土木事務所） 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課） 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課） 10

告 示

沖縄県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、読谷村瀬名波地区県営土地改良事業（区画整理）において定める換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

従前の土地の表示

市町村	大字	小字	地番	地目	地積
読谷村	瀬名波	屋之後原	358番	畑	666平方メートルのうち156平方メートル
読谷村	瀬名波	拝之前原	1158番	畑	574平方メートルのうち134平方メートル
読谷村	渡慶次	大道原	406番	畑	773平方メートルのうち181平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	303番	畑	486平方メートルのうち118平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	335番	畑	379平方メートルのうち92平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	384番	畑	555平方メートルのうち135平方メートル
読谷村	瀬名波	拝之前原	1191番	畑	556平方メートルのうち135平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1247番	畑	772平方メートルのうち187平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1421番	畑	766平方メートルのうち186平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	336番	畑	927平方メートルのうち177平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	392番	畑	985平方メートルのうち188平方メートル

読谷村	瀬名波	大当原	1374番	畑	810平方メートルのうち154平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地原	1014番	畑	445平方メートルのうち107平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1264番	畑	1,123平方メートルのうち270平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	328番	畑	547平方メートルのうち170平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1415番	畑	366平方メートルのうち114平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	274番	畑	23平方メートルのうち5平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	290番	畑	471平方メートルのうち93平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	480番	畑	728平方メートルのうち144平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地原	1034番 1	畑	397平方メートルのうち79平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1292番	畑	758平方メートルのうち150平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1290番	原野	529平方メートルのうち189平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1305番	原野	264平方メートルのうち95平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	345番 1	原野	448平方メートルのうち132平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	345番 2	原野	448平方メートルのうち132平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	345番 3	原野	225平方メートルのうち66平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地原	1030番	畑	695平方メートルのうち145平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1262番	畑	1,108平方メートルのうち232平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	311番	畑	959平方メートルのうち214平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	460番	畑	234平方メートルのうち52平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地原	1025番 1	畑	497平方メートルのうち111平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1279番	畑	976平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	宇座	城之前原	947番	雑種地	695平方メートルのうち186平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	418番	雑種地	536平方メートルのうち144平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	413番	畑	588平方メートルのうち111平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1211番	畑	700平方メートルのうち132平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1272番	畑	789平方メートルのうち149平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1369番	畑	673平方メートルのうち127平方メートル
読谷村	瀬名波	拝之前原	1132番	畑	143平方メートルのうち33平方メートル
読谷村	瀬名波	拝之前原	1132番 1	畑	202平方メートルのうち46平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1353番	畑	374平方メートルのうち85平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1365番	畑	936平方メートルのうち213平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1395番	畑	1,150平方メートルのうち231平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1407番	畑	728平方メートルのうち146平方メートル

読谷村	瀬名波	池之端原	394番	畑	1,244平方メートルのうち303平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1416番	畑	1,161平方メートルのうち283平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1427番	畑	1,096平方メートルのうち267平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1350番	畑	1,136平方メートルのうち223平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1371番	畑	1,259平方メートルのうち248平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	458番	畑	415平方メートルのうち103平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1428番	畑	1,100平方メートルのうち274平方メートル

沖縄県告示第285号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市平良字久貝赤浜322番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第286号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。
なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和 8 年 7 月 21 日から同年 8 月 4 日まで伊良部漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 宮古島市伊良部字前里添687番地2 漢那竜也、宮古島市伊良部字前里添593番地56 池間勝徳
- 2 加入区 伊良部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 伊良部漁業協同組合

沖縄県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今泊(1)	今帰仁村字今泊のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
今泊(2)	今帰仁村字今泊のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、	急傾斜地の崩壊

	省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	
今泊(3)	今帰仁村字今泊のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
今泊(4)	今帰仁村字今泊のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
仲宗根(3)	今帰仁村字仲宗根のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
仲宗根(4)	今帰仁村字仲宗根のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
渡喜仁(1)	今帰仁村字渡喜仁のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
渡喜仁(2)	今帰仁村字渡喜仁のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
運天(2)	今帰仁村字運天のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
古宇利(1)	今帰仁村字古宇利のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
上運天(1)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
上運天(2)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
上運天(3)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
上運天(4)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
上運天(5)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
上運天(6)	今帰仁村字上運天及び字天底のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
上運天(7)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
天底(4)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

天底(5)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天底(6)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
天底(7)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
今帰仁玉城(1)	今帰仁村字玉城及び字天底のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
今帰仁玉城(2)	今帰仁村字玉城のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝名(1)	今帰仁村字謝名及び字玉城のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝名(2)	今帰仁村字謝名のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
謝名(3)	今帰仁村字謝名及び字玉城のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(7)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(8)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(9)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(10)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
呉我山(11)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(6)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(7)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(8)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
湧川(9)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

	省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	
湧川(10)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
湧川(11)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
湧川(12)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
湧川(13)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
湧川(14)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
湧川(15)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
湧川(16)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
湧川(17)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
湧川(18)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊
湧川(19)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
今泊(1)	今帰仁村字今泊のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
今泊(2)	今帰仁村字今泊のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
今泊(3)	今帰仁村字今泊のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

今泊(4)	今帰仁村字今泊のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲宗根(3)	今帰仁村字仲宗根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲宗根(4)	今帰仁村字仲宗根のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡喜仁(1)	今帰仁村字渡喜仁のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡喜仁(2)	今帰仁村字渡喜仁のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
運天(2)	今帰仁村字運天のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古宇利(1)	今帰仁村字古宇利のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上運天(1)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上運天(2)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上運天(3)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上運天(4)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上運天(5)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上運天(6)	今帰仁村字上運天及び字天底のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上運天(7)	今帰仁村字上運天のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天底(4)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天底(5)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天底(6)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
天底(7)	今帰仁村字天底のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
今帰仁玉城(1)	今帰仁村字玉城及び字天底のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
今帰仁玉城(2)	今帰仁村字玉城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝名(1)	今帰仁村字謝名及び字玉城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
謝名(2)	今帰仁村字謝名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

謝名(3)	今帰仁村字謝名及び字玉城のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(7)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(8)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(9)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(10)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉我山(11)	今帰仁村字呉我山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(6)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(7)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(8)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(9)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(10)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(11)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(12)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(13)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(14)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(15)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(16)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(17)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(18)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
湧川(19)	今帰仁村字湧川のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び今帰仁村役場において縦覧に供する。)

公

告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県中部土木事務所長 奥 間 正 博

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年11月26日 沖縄県指令中土第4715号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田上池田46番 1 及び46番10の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市沢岬一丁目 9 番16号メロウレジデンス202号室 棚原広考、浦添市沢岬一丁目 9 番16号メロウレジデンス202号室 棚原詩織
- 5 検査済証番号 令和 8 年 5 月 26 日 C 第747号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 3 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県中部土木事務所長 奥 間 正 博

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 8 月 19 日 沖縄県指令中土第4179号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜被留原861番 4 及び861番 5 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原365番地11C o u r t H o u s e O H A N A 2 02号 渡眞利浩也
- 5 検査済証番号 令和 8 年 6 月 8 日 C 第748号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 5 月 27 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県宮古土木事務所長 島 村 健

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 6 年 1 月 17 日 沖縄県指令宮土第10号、令和 8 年 3 月 6 日 沖縄県指令宮土第54号（変更）、令和 8 年 5 月 18 日 沖縄県指令宮土第211号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市下地字川満フカイ1670番 1 及び1671番 1
- 3 公共施設 下水道、防火水槽及び緑地
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 愛知県小牧市大字岩崎1940番地 栗ビル株式会社 代表取締役 栗木秀樹
- 5 検査済証番号 令和 8 年 6 月 5 日 M 第 8 号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 5 月 22 日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察が使用するマイクロソフト警察向け包括ライセンスの賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和 8 年 4 月 1 日現在において 3 年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が 5 人以上であること。

- (4) 沖縄県警察が必要とするマイクロソフト包括ライセンスの賃貸又は販売に関して直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
- イ 法人にあっては、登記事項証明書
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 3 年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
- カ 沖縄県警察が必要とするマイクロソフト包括ライセンスの賃貸又は販売に関して直近 2 事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-862-0110（内線2473）
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和 8 年 8 月 26 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察が使用するマイクロソフト警察向け包括ライセンスの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 21 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察が使用するマイクロソフト警察向け包括ライセンス（以下「包括ライセンス」という。）の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和 8 年 7 月 21 日付け沖縄県公報定期第5427号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県警察が使用するマイクロソフト警察向け包括ライセンスの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和 8 年 8 月 26 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和 8 年 8 月 26 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 9 月 9 日（水曜日）午前 10 時 30 分
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 1 階警察資料館

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5 以上の金額を令和 8 年 9 月 7 日（月曜日）午後 3 時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 8 年 8 月 26 日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを

引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和 8 年 9 月 8 日（火曜日）午後 5 時までに 4 (2) の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和 8 年 9 月 8 日（火曜日）午後 5 時
 - イ 方法 簡易書留郵便により 4 (2) の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Names and Quantities of the Article to be Leased
Lease of Microsoft Comprehensive License for Police to be used by Okinawa Prefectural Police.
One Complete Set
- (2) Bid Opening
Date and Time: 10:30 on Wednesday, September 9, 2026
Place: Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
- (3) How to submit the Bid Document
Submit the bid document to the Handling Division mentioned below by 17:00 of the day before the Bid Opening date which is Deadline.
In case of submitting the bid document by postal service, the bid document must be delivered to the Handling Division by Deadline.
※ The bid document sent by telegrams or electrical transmissions are not acceptable.
- (4) Handling Division
Organization: Accounting Division, Police Administration Department,
Okinawa Prefectural Police HQ
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4 丁目 288 番地